

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1 月 29日

三朝町長

三朝町規則第 2 号

三朝町建設工事執行規則の一部を改正する規則

三朝町建設工事執行規則（平成20年三朝町規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(前金払) 第59条 略</p> <p><u>2 町長は、請負代金の額が 130 万円以上の工事について、請負者が保証事業会社と工期を保証期間とする保証契約を締結した場合において、次に掲げる要件に該当すると認めたときは、前項の規定による前金払に追加して、当該保証に係る額の範囲内で請負代金の額の 10 分の 2 に相当する額を超えない額の前金払をすることができる。</u></p>	<p>(前金払) 第59条 略</p>

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 町長は、前2項の規定により前金払をした工事について請負代金の額を著しく増額したときは、当該増額後の請負代金の額の10分の4（前項の規定による前金払をした工事については、10分の6）に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる。

（前払金の返還）

第61条 町長は、第59条の規定により前金払をした工事について請負代金の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金の額の10分の5（同条第2項の規定による前金払をした工事については、10分の6）に相当する額を超えるときは、その減額をした日から30日以内に、その超過額を返還させなければならない。

（部分払）

第64条 略

2 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定による前金払をするときは、部分払を行わないものとする。ただし、町長が別に定める場合にあつては、この限りでない。

3 第1項の部分払は、請負代金の額が130万

2 町長は、前2項の規定により前金払をした工事について請負代金の額を著しく増額したときは、当該増額後の請負代金の額の10分の4に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の額を増額することができる

（前払金の返還）

第61条 町長は、第59条の規定により前金払をした工事について請負代金の額を減額した場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金の額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額をした日から30日以内に、その超過額を返還させなければならない。

（部分払）

第64条 略

2 前項の部分払は、請負代金の額が130

円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の30パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 略

5 略

万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の30パーセントを超える場合に限りすることができる。

3 略

4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三朝町建設工事執行規則の規定は、施行日以後に公告し、通知する工事から適用し、同日前に公告し、通知されたものについては、なお従前の例による。

